



YOKOHAMA ASAHI ROTARY CLUB WEEKLY

RIテーマ「奉仕を通じて平和を」Peace Through Service

2012-13年度 RI会長／田中作次 RI.D2590ガバナー／露木雄二 横浜旭RC会長／山崎良三

国際ロータリー第2590地区

横浜旭ロータリークラブ

事務所 横浜市旭区二俣川1-2 後藤ビル2F
TEL.045-365-3273
FAX.045-365-3132
Email:asahirc@titan.ocn.ne.jp
〒241-0821
例会場 二俣川相鉄ライフ4Fコミュニティサロン
例会日 毎週水曜日／12時30分～1時30分



2013年2月20日 第2092回例会 VOL. 44 No. 31

- 司会 SAA 内田 敏
- 開会点鐘 会長 山崎 良三
- 斉唱 手に手つないで
SL 後藤 英則

■出席報告

会員数	34名	本日の出席数	27名
本日の出席率	93.10%	修正出席率	100%

■本日の欠席者

二宮、佐藤

■他クラブ出席者

佐藤、松本（横浜鶴峰 RC）
増田（東京銀座 RC）

■皆出席者表彰

安藤 公一 会員 8年
二宮 登 会員 43年



■会長報告

先週は2回目の体験例会が開かれました。

第1回目の体験例会は一応期待通りに成果が上がりましたので大変良かったと思います。その成果がガバナー、ガバナー補佐の目に留り、第5グループの他の7クラブに紹介されました。先だっでの会長、幹事会でも2,3のクラブからノウハウについて反応が有りました。他クラブでも体験例会が開かれると思います。その成果が気になる所でも有ります。

皆様ご存知の様に先日ローマ法王が引退され次の新しい法王が選ばれますが、その選挙の事をコンクラーベと申しますが一度は耳にした言葉だと思います。そのことを文字つて根較べと置き換えますと、ちょうど会員増強に四苦八苦してみましてもその成果が中々上がらない事にピッタリな言葉だなど思いました。

これから情報集会が開かれますが、議題は会員増強で有ります。この長くて難題な課題と根較べになろうかと思いますがゴールインを信じて前進しましょう。因みにローマ法王は85歳に成られて生前に法王交代するのは1415年グレゴリウス12世以来600年振りの事だと言われています。

次に先日臨時総会にて承認されました岩沼RCとの提携の件で早速、意を伝えるべく来週火曜日に挨拶をかねてメーキャップに行くことに成りました。震災復興支援部会長の千葉さんには何かと骨を折って頂いております。仕事を持ちながらの活動は大変だと思います。

岩沼行きについてクラブ対クラブの公式活動に成りますので、当然おみやげ代とか若干の発生する費用についてはクラブで負担する様に考えて行きたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

○地区関係 IM 実行委員から

1) R 財団委員長から

目標値に達していないクラブへの寄付のお願い。1人/120ドル

2) IM 実行委員から

3月7日の発表順、発表者、タイトルの決定の通知

■幹事報告

例会臨時変更のお知らせ

○横浜港北ロータリークラブ

日時 3月7日(木)移動例会

第4・5グループ IM

場所 鶴見区民センターサルビアホール

日時 3月28日(木)夜間例会 観桜会

点鐘 午後6時30分

■8クラブ合同例会の御礼と報告

横浜あざみロータリークラブ

会長 森 節子

8クラブ合同例会には大勢の会員の皆様やご家族の皆様にご参加いただき誠に有難うございました。お陰様で例年とは違って賑やかで、又クラブの運営や奉仕活動に対する広い情報交換や協力支援の場を持てたと感謝しております。バイオリニストの天満敦子さんからもお役にたてて嬉しいと御礼状を頂きました。彼女は3月末に東日本大震災の現地を訪れ3日間無料のチャリティーコンサートを開催するそうです。もし現地を訪問される機会がありましたらお声をかけて下さい。

今回の幹事クラブとして十分なお役目を果たせたかどうかは疑問ではございますが、田中ガバナー補佐をはじめ各クラブの皆様の温かいご支援を頂き無事終了することができました。御礼申し上げます。

貴クラブのますますのご発展と会員の皆様の一層のご活躍を祈念して御礼とさせていただきます。

■2013年国際ロータリー年次大会のお知らせ

日時 6月23日(日)～6月26日(水)4日間

場所 ポルトガルリスボン

この大会は日本人のRI会長として30年振り、3人目となる田中作次RI会長の年度を祝

う意味で重要な大会となります。第2590地区専用に特別プランを2コースに厳選し設定しました。会員の皆様のご参加、心よりお待ちしております。

Aコース

旅行期間 6/22～6/26

旅行代金 295,000円(大人お一人様)

募集人員 40名様(最小催行人員20名)

リスボンで行われる日本人新前朝食会出席、大会開会式出席とリスボン市内観光他

Bコース

旅行期間 6/22～6/28

旅行代金 495,000円(大人お一人様)

募集人員 30名様(最小催行人員20名)

リスボンで行われる日本人新前朝食会出席、大会開会式出席とリスボン市内観光、バルセロナ市内観光(2泊)他

*申込締切日 3月29日(金)

■体験例会の山本裕子様より

兵藤会員へのお便り

先日は細やかなお気づかいをありがとうございました。即興での挨拶をお誉め頂きまして恐縮です。昨日の教室はお雛様でした。兵藤動物病院にうさぎのお雛様を作ってみました。小さなお礼です。

寒さが続いております。お身体健康でお過ごし下さい。



■増強委員会

五十嵐 正

先週体験例会に出席頂いた方からの感想が届いております。

○山本 裕子様

時間の進め方、大変関心致しました。有難うございました。

○鈴木 茂之様

今回参加させて頂き大変ありがとうございました。参加している皆様は地域の方はじめ異業種の方々なので勉強させていただけると

考えます。

また、本日の早稲田大学ラグビー部後藤監督の講演において、現在の若者気質が良く分り当社の若い従業員の指導方法などに大変参考になりました。

○栄保 直樹様

本日本験参加させて頂き誠に有難うございました。関心はありましたが、内容等が良く分らない部分でしたので本日本験参加させて頂き有意義な時間が過ごせたと思えました。

特に地域に貢献されている方々とお会いする事が出来た事により自己の経験となりますし、人間力向上につながると思えました。忙しい方々が貴重な時間を有意義に過ごしている様子を拝見させて頂く事ができ大変ためになる経験となりました。

○富田 誠次様

異業種の皆様がどのように集い、運営されているのかが非常に気になっておりました。ご挨拶をさせて頂いた方々の挨拶だけからもうかがえるお人柄の良さに感銘を受けました。単なる交流会ではないところに深さも感じました。

■ニコニコ BOX(会員敬称略)

安藤 達雄/第52回あくしゅ会、私の思い込みで4/23 湘南カントリーで進めていましたが、今回は鶴峰RCの当番で、4/18 横浜カントリーになりました。私のチョンボで申し訳ありません。

青木 邦弘/増田さん、卓話楽しみです。

吉原 則光/寒さまだまだ厳しいところの例会。増田さん、本日の卓話楽しみです。新しい知識の注入をお願いします。

兵藤 哲夫/体験例会に参加して下さいました山本裕子さんより素晴らしい作りの人形が送られてきました。皆様が歓迎して下さいましたお礼も含まれています。ありがとうございました。

安藤 公一/増田さん卓話宜しくお願ひします。

今野 丁三/増田先生、世相をにぎわしているお話、楽しみです。

市川 慎二/増田さんの卓話楽しみです。宜しくお願ひ致します。

田川 富男/増田先生、むずかしい卓話をやさしく教えて下さい。

■卓話

インターネットによる名誉棄損、プライバシー侵害について

増田嘉一郎



1. はじめに

昨年12月28日の朝日新聞朝刊に、インターネットの書込みにより名誉が毀損された場合に、財団法人インターネット協会のホットラインセンターに連絡すると、同法人が警察へ通報し、さらに当該掲示板の管理人に対し、削除要請を出す制度が設けられたことが、報道されていた。これ迄管理人に対し、任意の削除要請をしても中々応じてもらえなかった状況があり、この制度がどのように運用されるのか、注目される場所である。また、1月26日の朝日新聞夕刊では、「ネット人権侵害多数」という記事が出た。確かに私のところへも結構ネット苦情の相談が増えている。そして、2月10日のテレビニュースや翌日の朝刊は、遠隔操作によるパソコンからの犯罪予告事件の犯人が逮捕されたことを報じた。インターネットによる人権侵害や犯罪が盛んにマスコミに登場している。皆さんが、犯罪予告のメールを受けることは滅多にないことであろうが、インターネットの掲示板に、名誉棄損の書込みがなされるということはあることである。そこで今回は、この機会に、これ迄2チャンネルやユーチューブによる名誉毀損等の対応に苦勞してきた弁護士として、インターネットで名誉毀損、あるいはプライバシー侵害された場合に、どのように対応していくのかについて、お話することにした。

2. 予備知識

まずはそのために必要となる予備知識を説明しておく。

(1) 名誉毀損

名誉棄損かプライバシーの侵害に該当しないと削除請求や慰謝料請求ができない。多くの事案が該当するかが明確でなく、微妙なのである。名誉というのは、人が品性、徳行、名誉、信用等の人権的価値について、社会から受ける客観的評価、すなわち社会的名誉を指す。人が自分自身の人格について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まない。そして、社会的評価を低下させるような事実を摘示するか、あるいは意思・論評を表明する行為が名誉棄損行為である。しかし、その摘示された事実が公共性を有し、その目的が公益性を有するときは、真実を摘示することは許されている。他にも許される場合もあるが、細かいことにはこだわらず、法律用語については、分かりやすくということで説明していく。公共性ということとは、政府や公職者に関する事実、犯罪や裁判に関する事実、さらには社会的な関心ある事実があげられる。公共性を肯定した裁判例としては、宗教法人の元顧問弁護士がクルーザー遊覧をしていた事実は公共性を有するとしており、否定した裁判例では、テレビ局の女子アナウンサーの学生時代のアルバイトは、公共性を有しないとしている。目的の公益性については、主たる動機が公益をはかる目的であるかであり、社会的に有用かである。公的活動とは無関係な単なる人間攻撃ではなく、公益に関連づけられているかである。単に閲覧する者の関心を惹くことを主眼としているものは、公益性を有しない。

(2) プライバシー侵害

プライバシーについては、法律上に定められた用語でないこともあり、様々な定義がなされているが、私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利と、一般的には定義され、憲法13条の個人の尊厳と幸福追求権がその根拠となる。これも権利として保護されるものであるが、プライバシーには、氏名権、肖像権、個人の私生活上の情報等が含まれる。プライバシーが侵害されたというためには、何が被害となるか、また公開されたといえるのかが問題となる。ジャニーズ・ゴールドマップ事件では、芸能人の自宅・実家の所在地及び電話番号につき、プライバシー侵害を肯定した。行政機関が住民票コードによ

り住基ネットを作成して個人情報を管理・利用する行為については、個人の情報をみだりに第三者へ開示・公表するものではないとして、プライバシーの侵害を否定している。

(3) IPアドレス

ネット上のコンピューター同士は、IPアドレスによってお互いを識別して通信を行う。これはいわゆるメールアドレスとは別のものである。IPアドレスとは、インターネット上に存在するコンピューターやネットワークを識別するための情報である。インターネット上の住所に該当する。そこで、IPアドレスは、世界で唯一のものであり、通常は、3桁ずつの数字を組み合わせた4つのグループ（計12桁）で成り立っており、ICANN（アイキャン）と呼ばれる民間の非営利法人が世界的に一元的に管理している。日本では、JPNIC（ジェーピーニック、日本ネットワークインフォメーションセンター）がICANNからの委任を受けて管理している。12桁の数字で世界中のパソコンにIPアドレスを付与するということは、不可能であるので、プロバイダごとにまとめて振り分けており、利用者がプロバイダにIDとパスワードを使用してログインすると、プロバイダが一時的に特定のIPアドレスを割り当てている。

(4) ドメイン

IPアドレスは数字で無味乾燥であるため、一般的には、アルファベットや数字を使用したドメインを使っている。ドメインとは、数字の羅列に過ぎないIPアドレスを文字に置き換えたものである。メールアドレスでいうと、@の後の部分がドメインである。IPアドレスとドメインは、ICANNとJPNICにより管理されている。そこでOCANNとJPNICが運営する「WHO IS」という検索エンジンで、そのアドレスを管理するプロバイダを特定することができる。

(5) 発信者の特定

インターネットの特性として、非匿名性をあげることがある。しかし、理屈上は、法律上定められた手続をとることによって、発信者は特定できることになる。発信者は、自らが個人情報を登録して加入契約をしているプロバイダにアクセスし、プロバイダとの間で決められたIDとパスワードを使用して、インターネットにアクセスする。インターネット

に接続するためには、最初に接続する発信者が契約するプロバイダを経由する（経由プロバイダ）。経由プロバイダは、入力された ID とパスワードが適正であるなら、ICANN が経由プロバイダに割り振った IP アドレスで、その時に他に使用されていないものを、発信者に時間的に割り当てることになる。IP アドレスと IP アドレスを使用した時間が判明すれば、発信者を特定することができる。経由プロバイダから目的のホームページを管理するプロバイダまで、複数の経路をたどって、ホームページを管轄するプロバイダに到達する。この間に経由したプロバイダのところには、IP アドレスとタイムスタンプの情報が組み込まれている。ホームページを管理するプロバイダから最初の経由プロバイダまで、順次逆登って発信者を特定する。

(6) 通信記録の保存

プロバイダがログ（通信記録）を保存するのは、契約者に対して利用料金を請求するためであり、プロバイダにはログの保存義務はなく、任意に保存しているに過ぎない。保存するデータは膨大な量に及ぶため、各プロバイダは、一定期間経過するとデータを抹消する。一般的には、3 から 6 ヶ月保存しているといわれており、他方で法的手続きをとって、掲示板の開設者に発信者情報の開示請求ができるまで、早くても 1 か月を必要とし、さらに経由プロバイダが発信情報の保存を完了するまでに約 2 週間を必要とする。弁護士への相談が遅くなると、経由している複数のプロバイダのデータの抹消に間に合わないということになる。被害者が掲示板に記載された事実の抹消だけを希望するのであるなら、他へ転送されていない限り、書込みが抹消できれば、満足ということになるが、慰謝料の請求をも考えるなら、その情報の保存をプロバイダに求めることになる。

(7) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の記事に関する法律

通称プロバイダ責任制限法といい、平成 13 年 11 月 22 日に制定され、平成 14 年 5 月 27 日から施行されている。結局この問題の根本は、インターネット上における憲法で保障された表現の自由と、名誉権や人格権に基づくプライバシー権との衝突であり、その調整である。しかし、インターネット上で匿名で行

われる表現行為の発信者を特定するためには、発信者情報の開示を受ける必要がある。権利侵害情報が流通しても発信者が特定されなくなれば、権利侵害情報の流通を抑制するのがなくなり、被害が拡大し、健全なインターネット環境の保持ができないのである。プロバイダ責任法は、このような問題意識にたち、被害者に発信者情報開示請求権を認め、プロバイダ等に適切な行動を促すための行動指針を定めている。これが、判断基準として重要な機能を果たしている。

(8) 犯罪予告犯の手口

2 月 10 日に逮捕された犯罪予告犯は、これ迄マスコミで報道されたところによると、次の 3 つの手口を使ったとのことである。

まず 1 つ目は、他人のメールアドレスを盗み、それを遠隔地から操作することである。最近、プロバイダから、あなたのメールアドレスが、他人により使われた形跡があるという連絡をもらったという話は、よく聞く。最初は、人のメールアドレスを盗んで何に使うのかと、ひやかし半分で聞いていたが、今回の犯罪予告のような事件のように、他人に成り済ましてのメールや、クレジットカードを使っての商品購入、インターネット・バンキングによる預金の引出しまで起きているようである。

2 番目は、国外のプロバイダにアクセスをして、そこから複数のプロバイダを介して、日本国内の掲示板に書き込みをしたり、メールを送ったりする方法である。国外のプロバイダは、それが特定できたとしても、裁判を起こして発信者を明らかにする情報開示を求めることが、難しい。ただし、これ迄書込みの削除をし続けてきた経験からいうと、相手から依頼者に対し、削除できないように国外のプロバイダから送るとの通告を受けたこともあるが、実際に国外のプロバイダからの書込みがされたことは、ほとんどない。書込みをしているのかもしれないが、ヤフーの検索に引っ掛かるホームページへの書込みはない。多くは脅しとしてなされているのであり、そんなに恐れることはなさそうである。ユーチューブは、国外の会社が管理しているという話を聞くが、日本法人があり、そこで対応してくれる。

3 番目は、「The onion router (Tor、トー

ア)」といわれている技術を使っていたことである。これはアメリカ海軍の研究機関が開発した、玉ネギの皮のように、暗号を幾重にもかけて、発信元の痕跡を隠すための暗号ソフトで、世界中の無数の中継プロバイダの中から複数のプロバイダを経由して、目的地のプロバイダへ到達さす。しかも、途中のプロバイダには形跡を残さないというソフトのことである。こうなると、末端のパソコンから、中継地を順に逆登るという作業は不可能といわれている。殺人予告犯においても、警察の捜査で、殺人予告のメールの送信行為を裏付けられるかが、今後の最大の課題となる。このような方法がとられたなら、弁護士では対応できず、警察の IT 捜査能力の向上に期待せざるを得ない。

3. 実際対応

(1) 通常の、名誉棄損やプライバシー侵害に話を戻す。

1つの例として、インターネット上に「A社の情報を知りたい」というスレッドが立てられたとする。そのスレッドには、いろいろな書込みが匿名でなされたが、その中に次のような書込みがある。

「A社のB社長は、友人に、お客はアホだから、欺すのは訳がない、といていた。」

「B社長は毎晩キャバクラでドンチャン騒ぎをしている。Cというキャバクラでは、D子を指名して、毎晩50万円は使っている。」

「B社長は、中学時代に大麻吸引歴があるらしい。」

これらの書込みは、いずれも事実をも記載し、A社とB社長の社会的評価を低下させるものであるから、名誉棄損に該当する。また、中学時代の大麻吸引歴は事実であったなら、B社長のプライバシーの侵害となる。

このように、明確な事例の場合、プロバイダは対応してくれることが多く、1、2週間で削除に応じてくれる。応じてくれないのは、事実の指摘のない、「馬鹿だ」、「アホだ」という書き込みである。評価だけ記載した書込みは、侮辱されており、書かれた方は面白くはないであろうが、見る人も本気で受取らないであろうから、放置しておくことになる。

(2) このような被害を受けた場合に、B社として、まずやることは、次のとおりとなる。

ア) 当該スレッド全部をプリントアウトする。

可能であれば、データーとしても保存しておく。

イ) 当該スレッドの他にも類似のスレッドがないかを調べる。1つのスレッドが立つと類似のスレッドがたつことがよくある。類似のスレッドが立っていた場合は、同様にプリントアウトし、データーを保存する。

ウ) 当該スレッドからリンクしているホームページがあれば、これも確認する。

エ) 発言内容から、発言者を推測できないかを検討しておく。

オ) 当該掲示板のアドレス (URL) を確認する。ホームページ・掲示板の中には、複数のアドレスが設定されているものもあるようである。

(3) 方針の決定

①当該書込みの早期の削除請求するのか、

②金銭での損害賠償請求をするのか、

③両方を求めるのかを決める。

②③であるなら、ログを保存させることを情報開示請求と同時進行させることになる。

(4) 掲示板管理者らへの情報開示請求

ここからは、弁護士の仕事となるのであろうが、その進める手続の概要を説明する。

ア) 掲示板にアクセスをして、そのアドレスを確認して、アドレスの中のドメインを特定する。

イ) 「WHO IS」のホームページを使って、ドメイン名からサーバ管理者等の情報を検索する。この利用方法は、ホームページの「JP WHO IS ご利用ガイド」に書いてある。

ウ) 掲示板の管理者に対し、発信者の情報を開示するように通知する。開示を求める内容は、

① IP アドレス、

②当該 IP アドレスを割り当てられた掲示板の管理者等の用いる特定電気設備に当該書込みが送信された年月日及び時刻

(タイムスタンプ)、

③各書込みの発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス、である。開示請求を受けたプロバイダへの発信者が、最初の発信者ではなく、経由しているプロバイダであるときは、この通知により簡単に任意の開示をしてくれるケースもある。しかし、裁判所の仮処分ないし判決がないと開示できないと回答してくるケー

が多い。

前記通知には、さらに当該発信者に関するデータを保存しておいて欲しい旨と、回答期限を定めてその期限内に回答して欲しい旨を記載しておく。

エ) 掲示板の管理者らが任意の開示請求に応じないときは、仮処分か裁判の判決等の法的手続での開示を求めることになる。

法的手続によって開示が得られたとしても、経由プロバイダに到達する迄開示請求を繰り返すことになる。経由プロバイダが判明したら、情報開示請求で取得した「アクセスログ」を当該プロバイダに開示し、当該アクセス者の契約情報（氏名、住所、電話番号等）の開示を請求する。この最初の発信者に関する開示請求については、プロバイダはほとんどが任意での回答をしてくれない。

当該の経由プロバイダに発信者情報の開示を求めると、プロバイダ責任法4条2項により、経由プロバイダは、名誉毀損等を行ったと疑われる発信者に対し、開示を求められている旨の説明及び開示していいかの意見を問い合わせることになる。発信者から開示を拒否されると、プロバイダは任意の開示に応じないようである。しかし、当該発信者は、自己に対して責任追及の手が近づいていることを知り、継続中の誹謗中傷発信が止まることもある。

(5) 掲示板の管理者等への送信防止措置 (削除請求)

掲示板での名誉毀損の書込みを放置しておく、他のスレッドや他の掲示板へ悪い噂が飛び火して、二次被害、三次被害を生みかねない。

そこで掲示板の管理者らに対し、当該書込みの削除も、併せて求めていくことが必要となる。請求を受けたプロバイダ等は、この場合も発信者に対し、迷惑防止措置（削除等）に同意するか否かを照会する。これにより、発信者が誹謗中傷が停止するという事実上の効果が得られることもある。

(6) 検索エンジン業者への働きかけ

検索エンジン業者に対し、その書込み又はスレッドが検索されないように送信防止措置をとることを求める。ただし、書込み自体がなくなると、1週間位すると検索リストからも削除されるようである。

(7) 慰謝料請求

多くの場合、最後は名誉毀損あるいはプライバシー侵害を理由に慰謝料を裁判で請求していくことになる。

週刊誌等マスコミによる名誉毀損の場合、慰謝料額を500万円以上としたものも見受けられるが、インターネットの場合、これを閲覧する人もそれ程多いとは思えないため、高くても何10万円の単位かとも思われる。しかし、以後再発防止のための抑止効果を発生させるためには、慰謝料閲覧請求訴訟までも提起することになる。

(8) 財団法人インターネット協会による削除請求

名誉毀損等による書込みに対し、慰謝料請求までは考えずに、削除されれば良いとするのであるなら、冒頭に述べた財団法人インターネット協会のホットラインを利用しての削除請求をするのも1つの方法である。

今後の対策として、1つ選択肢が加わったということであり、未だ制度発足から月日が経っていないため、利用したことはないが、これ迄の方法が、日数と労力を要するため、1度試みたいと思っている。ただし、この制度を利用する場合であっても、名誉棄損、あるいはプライバシーの侵害に該当することは必要となろう。

4. むすび

以上のとおり、インターネットによる名誉棄損、あるいはプライバシーの侵害がなされた場合の対抗措置を考えるときに、忘れてはならないのが、それが憲法で保障された表現の自由と衝突する場面であるということである。そのため、弁護士にとっても多大の時間と労力を要するものとなり、それに伴って依頼者の経済的負担も大きくなる。

そのことを理解した上で、方針をも決めることになるだろう。書込みの記載の内容とその反響にもよるのであろうが、もしもその書込みを削除すれば良いというのであるなら、巷で言われていることではあるが、スレッド落としという、千回書込みをする方法も。有力な選択肢となるのかもしれない。

■次週の卓話

「偶感(二つ三つ)」

吉原会員

週報担当 田川 富男

平成25年1月度出席率一覧表

員数	会 員 名	ホームクラブ	他クラブ	出席率	員数	会 員 名	ホームクラブ	他クラブ	出席率	
1	青木邦弘	67	33	100	21	岡田清七	－出席規定免除－			
2	安藤公一	100	33	133	22	大谷蓉子	－出席規定免除－			
3	安藤達雄	－出席規定免除－			23	斎藤善孝	100	0	100	
4	千葉和裕	100	0	100	24	佐藤真吾	100	33	133	
5	福村正	67	33	100	25	関口友宏	100	33	133	
6	後藤英則	67	33	100	26	田川富男	100	0	100	
7	兵藤哲夫	－出席規定免除－			27	高梨昌芳	－出席規定免除－			
8	市川慎二	100	0	100	28	内田敏	67	33	100	
9	五十嵐正	100	33	133	29	漆原恵利子	100	0	100	
10	川瀬恵津子	－出席規定免除－			30	綿貫守一	－出席規定免除－			
11	北澤正浩	100	33	133	31	矢田昭一	100	0	100	
12	小嶋宏樹	100	33	133	32	山崎良三	100	33	133	
13	今野丁三	－出席規定免除－			33	吉原則光	100	0	100	
14	倉本宏昭	100	33	133	34	吉野寧訓	－出席規定免除－			
15	黒瀬一敏	－出席規定免除－			35					
16	増田嘉一郎	67	33	100	36					
17	松本英二	67	33	100	37					
18	二宮登	33	67	100	38					
19	新川尚	100	33	133	39					
20	太田勝典	－出席規定免除－			40					
例会日		9日		16日		23日				平均
例会出席率		$\frac{26}{29}$	% 89.66	$\frac{28}{31}$	% 90.32	$\frac{25}{28}$	% 89.29			
修正出席率		$\frac{29}{29}$	% 100	$\frac{31}{31}$	% 100	$\frac{28}{28}$	% 100			% 100